

# 秋田市地球温暖化防止活動推進員候補者選考委員会運営要領

〔平成25年12月5日〕  
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市地球温暖化防止活動推進員の委嘱に関する要綱（平成25年12月5日市長決裁）第4条第2項の規定に基づき設置する秋田市地球温暖化防止活動推進員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の組織、選考手続その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 選考委員会は、委員長および委員をもって組織する。

2 委員長および委員は、次の職にある者をもって充てる。

委員長 環境部長

委員 環境部次長、環境総務課長、地球温暖化対策担当課長および環境都市推進課長

(所管事務)

第3条 選考委員会は、次に掲げる事項について審査し、検討する。

(1) 秋田市地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の選考に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(会議)

第4条 選考委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第5条 選考委員会の事務局は、環境部環境総務課地球温暖化対策担当内に置くものとする。

(選考基準)

第6条 推進員の候補者（以下「候補者」という。）の選考基準は、別紙のとおりとする。

2 前項の選考基準は、審査項目、評価方法および選考方法によるものとする。

(選考結果の報告)

第7条 委員長は、候補者が決定したときは、直ちに市長に報告するものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年12月5日から施行する。

別紙（第6条関係）

選考基準

1 審査項目および評価方法

審査項目は、次表のとおりとし、応募書類により評価する。

審査項目	非常に 優れて いる	優れて いる	普通	や 劣っ ている	や て る	劣っ て いる
応募の動機および温暖化についての問題意識	5点	4点	3点	2点	1点	
活動実績	5	4	3	2	1	
温暖化に関する理解度および知識	5	4	3	2	1	
温暖化対策推進への熱意	5	4	3	2	1	

2 選考方法

各審査項目のそれぞれが3点以上である者のうちから、選考する。